

## 地震により道路際の物置が倒壊して歩行者に危害が及ばないか心配

相談 内容	<p>先日、大阪で大きな地震があって、ブロック塀の倒壊によって亡くなられた方がおられたとの報道を見た。私の家にはブロック塀ではないが、道路に面して古いプレハブの物置（10㎡以下）が建築されている。基礎がないことに加えて、古くて道路のギリギリのところ建ててあり、さらに道路は敷地より1.2mほど低い状態にある。</p> <p>地震が発生した時に道路に倒れ込んでしまい、ブロック塀の倒壊と同じように歩行者に危害が及ばないか心配している。構造の状態や倒壊の危険性について調査していただける建築士を紹介いただけないか。</p>
回答 内容	<p>一般的にホームセンター等で販売、施工している物置は建築基準法の規定に基づく基礎の施工が行なわれていない場合が多くあります。また、基礎と称してコンクリートブロックの上に単に載せた形式が多く見られます。建築基準法では、小規模な場合であっても原則的には建築物は基礎を設けることを規定しています。地域にもよりますが10㎡以下の場合、既存の住宅があって敷地内にこうした物置などを増築（棟単位では新築となります）する場合は、建築確認申請が不要となっている点もこうした構造上の欠陥のある建築物が存在する要因といえます。</p> <p>ご相談の件ですが、建築士などの専門家に相談するまでもなく、基礎がない建築物については、地震時において建築物の倒壊が当然考えられます。この場合、道路まで及ばず、敷地内に倒壊してしまえば、第三者に対して被害を及ぼす程度は低くなります。なお、建築物の状況にもよりますが、地震時には建築物そのものの倒壊ばかりではなく、屋根材の飛散等によって危害を及ぼすことも考えられますので注意が必要です。</p> <p>一義的には、該当する物置を撤去されればこうした心配は無くなります。また、敷地に余裕があれば道路から建物の高さ分の距離を確保して移転する方法もあります。この場合、移転先での基礎を新たに設けて頂くことをお勧めします。</p> <p>いずれにしても、除却、移転それぞれ工事費用が伴いますので、お近くの建築業者に相談されてはいかがでしょうか。</p> <p>相談できる建築士の紹介につきましては、当会では個別に相談先をご紹介することはできません。なお、建築士や設計事務所で構成する関係団体では会員名簿を公開していますので参考にされ、自ら設計士を選定いただきますようお願いいたします。</p>